

## 茨城県医療施設スプリンクラー等緊急整備助成事業実施要綱

### 1 目的

スプリンクラー等防火施設整備については、火災が発生した際、被害の甚大化を防ぐために必要不可欠なものであるが、設置義務がかかっていない医療施設においては、設置率がきわめて低い。そのため、スプリンクラー等が設置されていない医療施設に対し、スプリンクラー等を整備するための支援を行い、防火対策を推進する。

### 2 事業実施主体

(ア) 市町村 (イ) 医療法人 (ウ) 社会福祉法人 (エ) その他知事が適当と認める者

### 3 補助対象施設

診療所、病院及び助産所のうち病床又は入所施設を有している棟

### 4 事業内容

- (1) スプリンクラー施設整備 (パッケージ型自動消火設備及び消防法施行令 (昭和 36 年政令第 37 号) 第 32 条の規定によりスプリンクラー設備の代替設備として認められた設備を含む)
- (2) 自動火災報知設備整備
- (3) 火災通報装置整備

### 5 交付対象

平成 26 年 10 月に交付された消防法施行令の一部を改正する政令 (平成 26 年政令第 333 号) 等により新たに 4 に掲げる整備を実施する義務の生じた施設、若しくは設置する義務は生じていないが、防災対策のために自主的に整備を実施する施設が、4 に掲げる事業を行うものに対して交付するものとする。

#### 付 則

この要綱は、平成 26 年 3 月 28 日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

#### 付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。